

碧南市建設工事一般競争入札における抽選均等方式による入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、碧南市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の一般競争入札において、受注機会の確保による地元建設業者の存続及び育成を図るため、抽選均等方式による入札について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同工種 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項の別表第一に掲げる建設工事の種類が同一の種類をいう。
- (2) 同内容工事（委託） 工事の目的並びに工事目的物の機能、性能及び規格等が類似している工事又は適正な工期及び品質確保の観点から分割発注する工事をいう。

(対象工事)

第3条 抽選均等方式による入札を行うことができる工事は、一般競争入札で実施する公告日及び開札日が同日となる同工種・同内容工事（委託）の複数同時発注工事で、対象工事（委託）は予定価格1,000万円以上で、かつ対象工事の半数以上が1,000万円以上8,000万円以下となる場合とする。

ただし、異なる部署（課）の案件の場合においては、適用しないものとする。

(落札者の決定)

第4条 抽選均等方式による落札者の決定は、以下のとおりとする。

- (1) 全ての入札案件の開札を行い、落札候補者順位を決定する。
- (2) 落札者は開札順に決定する。
- (3) 抽選案件でない場合は、落札候補者順位1位（最安価）の者を落札者とする。
- (4) 抽選案件となった場合
 - ア 抽選対象者から、開札順上位の抽選案件の落札者（以下「先開札抽選案件落札者」という。）を除いて1者のときは、その者を落札者とする。
 - イ 抽選対象者から、先開札抽選案件落札者を除いて2者以上のときは、落札候補者順位上位の者を落札者とする。
 - ウ 抽選対象者が、先開札抽選案件落札者しかいないときは、先開札抽選案件落札者

の中から下記により落札者を決定する。

(ア) 先開札抽選案件落札者となった者のうち、落札件数が一番少ない者を落札者とする。

(イ) 先開札抽選案件落札者となった件数が同数のときは、その者の内で落札候補者順位上位の者を落札者とする。

(周知方法)

第5条 抽選均等方式により入札を行う場合は、公告又は入札説明書によりあらかじめ周知するものとする。

(補則)

第6条 この要領の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

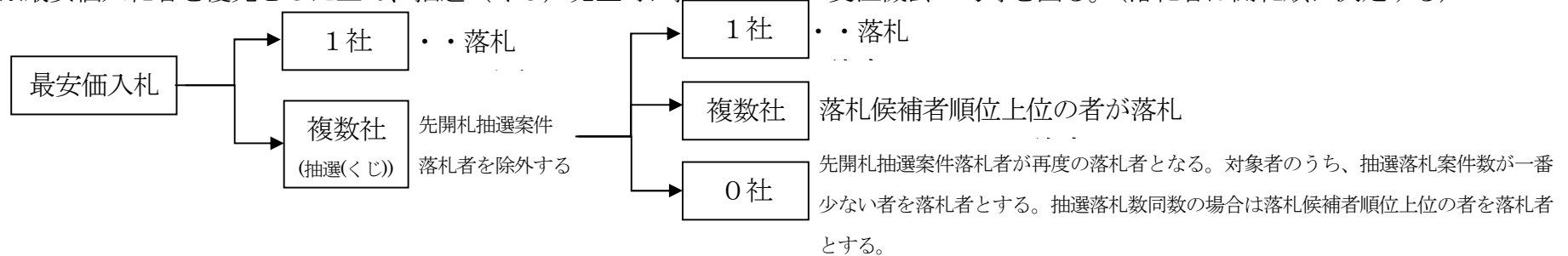
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(参考)

「抽選均等方式入札」の考え方（フローチャート）

※最安価入札者を優先とした上で、抽選（くじ）発生時に抽選対象者の受注機会の均等を図る。（落札者は開札順に決定する）



抽選時均等方式入札の場合の落札者の決定例

案 件	開札順1	開札順2	開札順3	開札順4	開札順5	開札順6	開札順7	開札順8
抽選対象者数	無し	6社	4社	4社	2社	2社	無し	5社
落札候補者 順位 (上から)	A社(1,300万円)	A社(1,200万円)	A社(1,100万円)	A社(900万円)	A社(1,000万円)	A社(1,000万円)	D社(1,000万円)	A社(1,200万円)
	B社(1,400万円)	B社(1,200万円)	B社(1,100万円)	B社(900万円)	B社(1,000万円)	B社(1,000万円)	A社(1,200万円)	B社(1,200万円)
	C社(1,400万円)	C社(1,200万円)	C社(1,100万円)	C社(900万円)	C社(1,100万円)	C社(1,100万円)	B社(1,200万円)	C社(1,200万円)
	D社(1,400万円)	D社(1,200万円)	D社(1,100万円)	D社(900万円)	D社(1,100万円)	D社(1,100万円)	C社(1,200万円)	D社(1,200万円)
	E社(1,500万円)	E社(1,200万円)	E社(1,200万円)	E社(1,000万円)	E社(1,200万円)	E社(1,200万円)	E社(1,300万円)	E社(1,200万円)
	F社(1,500万円)	F社(1,200万円)	F社(1,200万円)	F社(1,000万円)	F社(1,200万円)	F社(1,200万円)	F社(1,300万円)	F社(1,300万円)
落札者	A社	A社	B社	C社	A社	B社	C社	D社

開札順1 抽選無し A社が最安価入札者であるため、A社が落札者

開札順2 6社の抽選 A社が落札候補者順位1位であるため、A社が落札者

開札順3 4社の抽選 A社が落札候補者順位1位であるが、A社は開札順2の抽選落札者となっているため、A社を除き、落札候補者順位上位のB社が落札者

開札順4 4社の抽選 抽選対象4社のうち、先開札抽選案件で落札者となったA社、B社を除いた上で、落札候補者順位上位のC社が落札者

開札順5 2社の抽選 A社、B社、両社とも既に1件の抽選落札者であるが、他に最安価入札者がいないため、落札候補者順位上位のA社が落札者

開札順6 2社の抽選 A社、B社、両社とも先開札抽選案件で落札者となっているが、B社の方が抽選落札数が少ないため、B社が落札者

開札順7 抽選無し 最安価入札者がD社1社で抽選で無いため、D社が落札者

開札順8 5社の抽選 先開札抽選案件で落札者となっているA社、B社、C社を除いた上で、落札候補者順位上位のD社が落札者